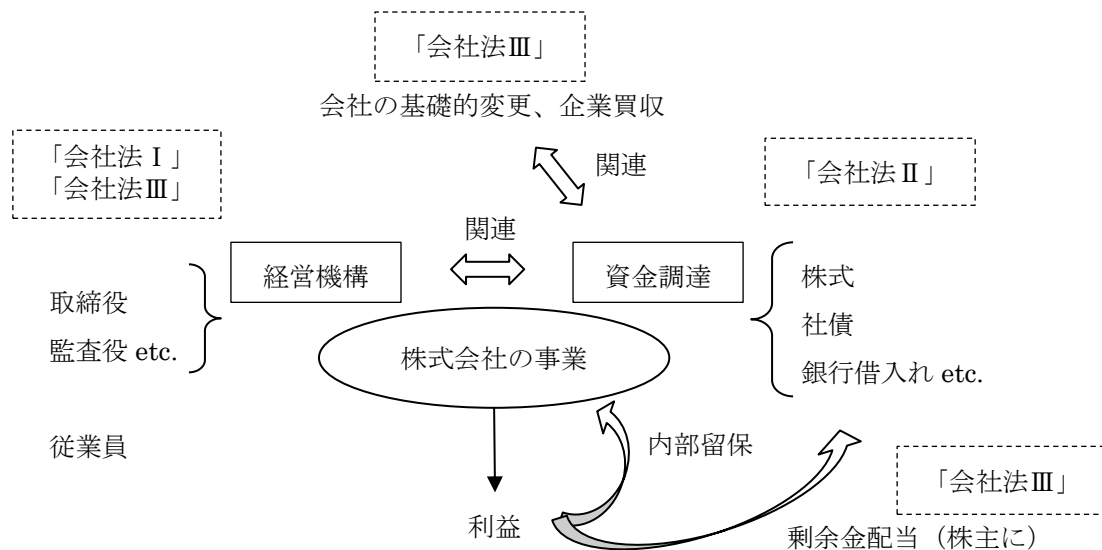


# 1.株式の内容

## 1-1.株式会社の活動と会社法Ⅱが扱う問題



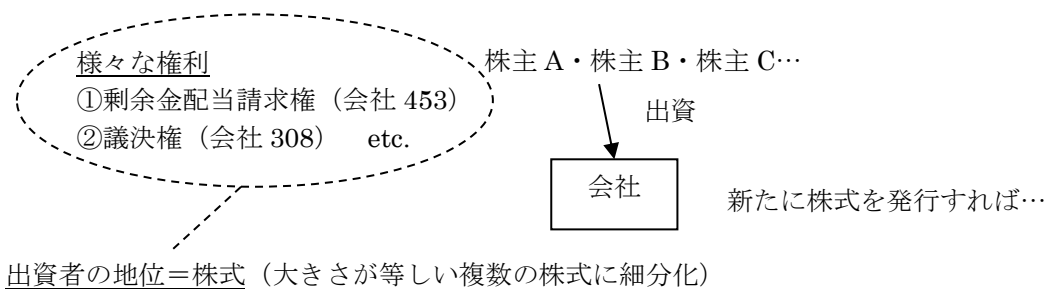
\* 「会社法Ⅱ」と「会社法Ⅰ」「会社法Ⅲ」

株式の発行（手続等は「会社法Ⅱ」）

⇔ 経営者は株主が選ぶ（「会社法Ⅰ」）・株式の発行による支配権移転（「会社法Ⅲ」）

## 1-2.株式の内容についての特別の定め

(1)権利内容のカスタマイズ



株式の内容（権利の内容）＝会社法が定める

- + カスタマイズ：①全部の株式に当てはまる形（1-2(2)(3)）  
                   ②権利の内容が違う複数の種類の株式（1-3）

(2)株式の内容についての特別の定め

(a)譲渡制限（会社 107 I ①）

**事例 1-a** 株式の内容についての特別の定め

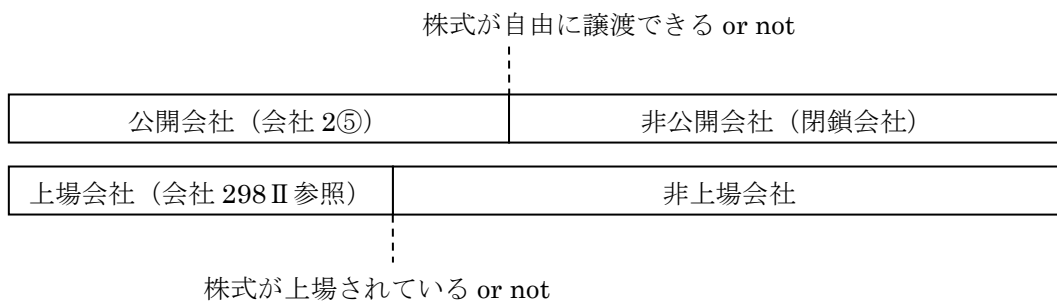
Aさん・Bさん・Cさんの3人は、一緒に株式会社を設立し、株主になった。3人は、この会社を信頼できるメンバーだけでやりたいので、株主のうち誰かが、よく分からない人物に株式を譲渡することのないようにしたいと思っている。

株式の譲渡自由の原則（会社 127） ⇔ 譲渡制限

\*株式会社の（数的に）ほとんどは非公開会社

株式会社＝約 255 万社（国税庁「平成 30 年度分会社標本調査結果」）

⇔ 東京証券取引所上場会社＝3716 社（2020.8.31 現在）



(b)取得請求権（会社 107 I ②）

(c)取得条項（会社 107 I ③）

(3)特別の定めをする方法

定款（会社 107 II）——定款変更の場合： (b) ⇔ (a)(c)

### 1-3.種類株式

(1)種類株式として内容を異にできる事項

(a)譲渡制限（会社 108 I ④）

(b)取得請求権（会社 108 I ⑤）

(c)取得条項（会社 108 I ⑥）

(d)剰余金の配当（会社 108 I ①）・残余財産の分配（会社 108 I ②） [テキスト 8 章 3 節]

優先株——優先配当の定め方 [テキスト Column3-4]

(e)議決権制限（会社 108 I ③）

役員を選任決議について議決権なし、議決権一切なし（無議決権株）etc.

発行限度（会社 115）

**事例 1-b** 種類株式 1

A さん・B さん・C さんの 3 人は、一緒に株式会社を設立し、株主になった。さらに、D さんに出資してくれるよう頼んだが、D さんは、「会社の経営にはあまり興味はないけど、配当は優先的にほしい」と言った。

(f)拒否権（会社 108 I ⑧）

(g)クラス・ボートイング（会社 108 I ⑨）——指名委員会等設置会社・公開会社では×

**事例 1-c** 種類株式 2

A さん・B さん・C さんの 3 人は、一緒に株式会社を設立し、株主になった。さらに、ベンチャー・キャピタルである E ファンドに出資してもらうことになった。E ファンドは、A さんたちへの助言を行うとともに自分の利益を確保するために、一定数の取締役を送り込みたいと思っている。また、取締役会が E ファンドに不都合な事項を決定しないようにしたい。

\*ベンチャー・キャピタル=これから成長する新しい企業に投資をするファンド

(h)全部取得条項（会社 108 I ⑦） [テキスト 3 章 1 節 **6**(2)(e)]

(2)種類株式の実例——トヨタ自動車のAA型種類株

(d) :

(b) :

(c) :

(a) :

(3)種類株式について定める方法

定款（会社108Ⅱ。Ⅲも参照）——定款変更の場合： その他 ⇔ (a)(c)(h)

(4)種類株主総会（会社321～325） [テキスト3章1節6(4)(a)～(c)]

①拒否権付種類株式、クラス・ポーティング ((2)(f)(g))

②種類株式発行会社（種類株式を発行する会社。会社2⑬）の行為が、ある種類の株式に損害を及ぼす場合（会社322）

例：定款を変更して優先株式の優先配当額を削減

種類株主総会決議の排除（会社322ⅡⅢ）

#### 1-4.株主平等原則の例外

(1)株主平等原則（会社 109 I）——ルールの実質的な機能 [テキスト 3 章 1 節 7(1)]

(2)株主ごとに異なる取扱いをする旨の定め（属人的定め）（会社 109 II ・ 309IV）

例：特定の株主には 1 株あたり 2 個の議決権、他の株主よりも多くの剰余金配当 etc.

##### 事例 1-d 属人的定め

A さん・B さん・C さんの 3 人は、一緒に株式会社を設立し、株主になった。3 人は、出資額はそれぞれ違うので、配当はそれに応じて受け取ることが合理的だが、株主総会でものを決める時には、3 人が平等に議決権を持って決議をするのがよいと考えた。

\*種類株式との違い

(3)属人的定め  
の限界

##### 事例 1-e 属人的定め の限界

P 会社は、定款を変更して、経営陣と対立している株主 A を排除するために、その議決権と配当受領権を 100 分の 1 とする属人的定め（会社 109 II）を設けた。

東京地立川支判 H25・9・25 金判 1518-54